

令和 3 年 2 月 22 日

2年～6年のサポーター（保護者）のみなさま

大阪市教育委員会
大阪市立東小路小学校
校長 市場 達朗

1人1台学習者用端末等の貸与に係る手続きのお願い

平素より、本市ならびに本校の教育活動にご協力をいただき、ありがとうございます。

本市におきましても、ICTを効果的に活用した教育を推進するため、この度、1人1台学習者用端末等を整備いたしました。この学習者用端末はすべての児童が卒業するまで活用いただくこととしており、学校内のほか、家庭等においても持ち帰り学習（本年度については、非常時のオンライン学習や平時の試行実施や接続テストでの活用を想定しており、通常の持ち帰りは行いません。）として活用いただくことを可能としておりますが、本市の備品であることから、貸与の手続きが必要となります。

つきましては、お手数ですが、「学習者用端末等使用条件」「学習者用端末等貸付要綱」をご確認の上、「学習者用端末等貸付依頼書」に必要事項をご記入・ご署名の上、令和3年2月26日までに、【担任】まで「学習者用端末等貸付依頼書」を提出いただきますようお願いいたします。なお、モバイルルーター及び電源アダプタについては今年度中の整備を予定しています。また、1年生の学習者用端末は、現在ある端末を使用しますので今回の手続きはありません。

※ 「学習者用端末等貸付依頼書」の記入方法について

学習者用端末等貸付依頼書	
大阪市立	学校長 様
ご署名をお願いします	
保護者名（自署）	
児童生徒名	○年○組○番 ○○ ○○ 入力済
学校教育活動の一環として行う学習活動等（家庭等における場合のものを含む。）において使用するため、次の物品の貸付を依頼します。	
記	
1 貸付物品（いずれか1つを○で囲んでください。）	インターネット環境が整備されているご家庭はこちらを インターネット環境が整備されていないご家庭はこちらを
・学習者用端末のみ（付属品を含む。）	
・学習者用端末及びモバイルルーター（付属品を含む。）	
2 遵守事項	学習者用端末等を使用するにあたり次の事項を遵守します。 (1) 学習者用端末等貸付要綱 (2) 学習者用端末等使用条件
3 貸付期間	添付資料にて、ご確認ください。
(1) 端末：本校に在学する期間 (2) ルータ：本校に在学し、家庭等でのインターネット環境が整備されるまでの期間 <small>※注）貸付物品は、学校から直接交付される機器ではありません</small>	